

日本国の主権もない日米地位協定！

これでいいのか？

“沖縄県の行ったドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスの米軍との地位協定の現地調査報告”と“日弁連のドイツ・イタリアのNATO米軍基地の調査報告”から日米地位協定を考える会が日弁連主催で開かれました。(2019・5/11)

琉球新報の島袋記者、沖縄県知事公室長池田さん。東京外語大の伊勢崎さんそして神奈川・山口・沖縄県の弁護士たちによる基調報告とパネルディスカッションです。

島袋記者はいろいろな事案に対する日本と外国（ドイツ・イタリア）との対比で日米地位協定の問題点を提起しました。

《事故への対応》

先般の名護市沖のオスプレイの墜落事故でも日本側が調査できなかった。沖縄国際大学へのヘリ墜落で米海兵隊が大学を封鎖、日本の警察は入れない、報道も入れない状況に対して外務省が抗議した結果、1年後“ガイドライン”ができたが墜落機は米軍の財産なので日本は全く手を出せずただ外側の住民規制をやらされるだけ。

2017年東村高江に米軍ヘリが墜落した時は米軍の所有地でもないのに墜落した土地の汚染土砂を持ち出してしまい其の汚染状況への報告もなし。

それにたいしてドイツではドイツ当局も調査し米軍に請求できる。イタリアではイタリア軍も米軍と調査できるとのこと。

《環境汚染調査》

日本には米軍基地内の環境汚染調査への立ち入り権なし。それ故基地上流では汚染されていない川の水が基地過後の下流の地点で汚染が引き起こされても立ち入り調査ができないので解決策を見つけられない。

それに比べてイタリアではイタリア軍の管理権があり米軍の責任で調査させる。ドイツではドイツの国内法の適用もあり当局も環境団体も基地内に入れるし調査を行わせチェックもできるとのこと。

《騒音問題》

沖縄では騒音防止協定があり 10:00pm~6:00am が規制されているが“米軍が運用上必要な時は飛行できる”との文言があり実際は守られていない。地方自治体との協議の場もない。

それに引き換えイタリア・ドイツではそれぞれの国の許可が必要であり、周辺自治体との協議がなされているとのこと。

池田沖縄県知事公室長からは海外の調査報告がされました。

沖縄県は 2017 年にドイツ・イタリアの地位協定を現地調査し米軍の事故以降両国とも地位協定を改定し自国の主権を確立した経過を確認。更に 2018 年には NATO のベルギー・イギリスを調査した。その調査結果の報告がありました。

ベルギーでは空軍大将からの聞き取り。低空飛行の禁止を国内法を改正して実施したこと。自国の統制を外国軍に守らせるのは当然でありそれが NATO の原則との弁。

シェーワル市の市長も「基地内への立ち入り調査は当然」と話していたとのことです。

イギリスは 1952 年駐留軍法で英國法の適用を規定。国内法の適用は軍用機にも外国軍機に



も適用するとのこと。又、横田ラブコンの様なものはないとの弁。外国軍機の墜落事故などに対しイギリスではイギリスの警察に優先権があるとのことです。

結局、国内法の適用については日本では適用されない。NATO（イギリス・ベルギー）は国内法を適用することが明らかに。又、米軍のマニュアルでも“受け入れ国の国内法適用が原則”となっているとのこと。

空域については日本では横田空域・岩国空域があり沖縄には20か所の米軍による訓練空域管理が行われているがヨーロッパでは横田や岩国のような空域はない、自国の空域権が確立されている事が明らかになったとのことです。

日弁連福田弁護士からは「2018年4月ドイツ・イタリアへの日弁連の調査」の報告がなされました。ドイツでは1988年航空ショウでの事故で70名以上の死者が出たことをきっかけに地位協定の改定へ（1993年）。イタリアでもロープウェイ切断事故後1995年改定されたとのこと。

日本の状況である”①米軍基地の管理権は米軍に排他的管理権があり日本の国内法の適用なし。立ち入りできず、捜査もできず、騒音規制もできないし、環境規制もできない状況②基地外での活動に対しては日米合同委員会の合意事項となっているが委員会は非公開で横田・岩国空域がつくられてしまっている。”と対比してドイツ・イタリアはどうか？の調査です。

航空機騒音：日本では飛行差し止め訴訟を起こしても裁判所は「第三者行為論」＝”日本が支配できない第三者（米軍）の行為については何もできない”の立場で米軍に対応できませんが、イタリア・ドイツでは米軍機の飛行に対して国内法の適用があります。

”一国は領域内のすべての人・物に対して排他的に規制する立法・執行管理権を有する”という国際法の法理『領域主権の原則』を否定しているのが日本政府でありそれゆえの第三者行為論。低空飛行ルート9ルートを米軍に勝手に設定させている今の状況を変えるためにも日米地位協定を改定し国内法を適用させていくべきと主張。

ドイツでは1993年ボン補足協定でドイツの保護規定を、イタリアでは1995年にモデル実務取極めでイタリア司令官のもとでの管理規定を。更に市民や自治体でも原告となり自国政府に対して外国軍の訓練についての訴訟を起こせるとのことです

伊勢崎外語大教授は冷戦の終わった後の世界は受け入れ国と米国とは対等になっていると指摘。アフガニスタンも駐留している米軍との関係で法的対等になっている現実を示して、日本も対等を主張すべきと。

伊勢崎氏は日米地位協定と同時に日本には朝鮮国連軍地位協定があり、座間等7か所に国連軍の後方基地がありここから自由出撃できることの危険性も指摘しました。朝鮮半島で戦争が起これば国際法上合法的に攻撃目標となる事を理解しておく必要があると問題点を指摘。

多岐にわたって日米地位協定の問題点が議論されました。

日本の状況を外国人に話すと「日本は占領されているのか？独立しているのか？」と疑問が發せられるとのこと。まさに日米地協定の本質は“アメリカが日本に望む兵力を、望む場所に、望む期間駐留させ、何の制限もなく行動する権利を確保する”もの。すなわち“日本全土基地方式＆米軍の自由使用”といった被占領地か属国以外ではあり得ない協定であることが明らかに…どうする日本国民？？？私たちの平和主義と主権が問われています。

